

No.7
2019
7/20



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索



「新たなジョブローテーションの実施について」基本要要求(その2)八王子地本要求を本部に提出! その1

2019年7月19日(金)本部主催「第4回ジョブローテーション会議」において、八王子地本として、申第2号交渉を踏まえて不明な点などがあることから、**解明項目と基本要要求(その2)**を提出しました。

□再解明項目

1. 「変革2027」達成時の各系統における要員需給の展望を具体的に示すこと。また、同一担務の従事期間が10年を経過する社員数について示すこと。
2. 「厳しい経営環境の変化に対応するために」という根拠を明確にするるとともに「変革2027」における達成すべき将来像を具体的に示すこと。
3. 現ライフサイクル制度(駅・車掌・運転士の順に養成を行う体系)において対応不可能である根拠を明確にし、今施策を実施すると環境の変化に対応できるとする考えを示すこと。
4. 「多様な経験を積むことで安全・サービスレベルを向上させる」というが、何を経験させ、どのように安全・サービスレベルが向上すると考える根拠を具体的に示すこと。
5. AIやIoTに移行できる業務を具体的に明らかにすること。
6. 「システムのプロ」を育成するにあたっての考え方を示すこと。また、車掌及び運転士の職名を統一しなければならないとする根拠を示すこと。
7. 車掌を経験せず、運転士養成する場合、安全・サービスレベルが低下しないとする根拠を示すこと。
8. 「任用の基準」に基づいて社員を公正・公平に異動・担務変更が出来るとする根拠を明らかにすること。

根拠がわからないままでは、安全や将来設計、働きがい守れない!